

## カードローン契約規定 新旧対照表

(アンダーラインは変更箇所)

変 更 後	変 更 前
<p>(前文) 私は、信金ギャランティ株式会社の保証により、以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。なお、保証条件については保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を履行します。</p> <p>第1条～第3条《省略》</p> <p>(新規貸越の停止) 第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 ①～③《省略》 <u>④借主が死亡したとき。</u> 2 《省略》 3 《省略》</p> <p>第5条～第9条《省略》</p> <p>(期限前の全額返済義務) 第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ①～⑤《省略》 <u>《削除》</u></p> <p>第11条～第23条《省略》</p>	<p>(前文) 私は、信金ギャランティ株式会社の保証により、以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。なお、保証条件については保証委託約款の各条項に従い債務弁済の義務を履行します。</p> <p>第1条～第3条《省略》</p> <p>(新規貸越の停止) 第4条 借主に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、金庫は新規貸越を停止できるものとします。 ①～③《省略》 <u>《追加》</u> 2 《省略》 3 《省略》</p> <p>第5条～第9条《省略》</p> <p>(期限前の全額返済義務) 第10条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第6条および第7条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 ①～⑤《省略》 <u>⑥借主に相続の開始があったとき。</u></p> <p>第11条～第23条《省略》</p>